山口県学童保育連絡協議会機関誌　　2018年8月10日

山口県学童保育連絡協議会ニュース NO.28

発行:山口県学童補保育連絡協議会　〒742-0424　岩国市周東町差川８０３
FAX　083(265)6718
Ｅメール　yamaguchikennrennkyou@ab.auone-net.jp

県連協から講師を派遣する出前研修会を実施しました

５月から７月にかけて出前研修会を３市（美祢市、山口市、岩国市）で実施しました。出前研修会は自治体研修会などに学童保育連絡協議会から講師を派遣し、支援員の資質向上を目指しているものです。これまで、学童保育フォーラムや認定資格研修などで資質向上研修の必要性を訴えてきましたが、学童保育を運営する自治体も支援員の質の向上は必要だとの認識が広がってきたように感じます。

また、県児童センターが実施している放課後児童健全育成職員等初任者研修会も県連協で担当しました。学童保育は「子どもたちの生活の場」であることを確認しながら、支援員の資質向上のための研修会を今後も開催していきたいと思います。

第４３回全国学童保育指導員学校(西日本広島会場)が開催されました

６月３日(日)に行われた指導員学校には３２４人(山口県からは４人)が参加しました。午前中の全体会では「子どもの貧困と虐待について」浅井春夫先生から講演があり、そのような子がいた場合にどうしたらいいのかという専門的な関わりを学びました。

午後からの分科会は 11 会場に分かれより深く参加者同士で学び合いました。

放課後児童クラブ運営指針を学ぶ

「放課後児童クラブ運営指針」は、放課後児童支援員の具体的な職務内容です。運営指針を理解し実践することが、これからの私たちに求められています。

Q、子どもが言うことを聞きません。どうしたらいいでしょうか？

Ａ、これは支援員になったばかりの頃の悩みの一つではないでしょうか。そして、よくある対応方法が、「何らかの罰を与える」という行為です。例えば「言うこと聞かなければ遊ばせない」「ボールを片付けて無ければそのボールを使わせない」「宿題している人のジャマをすると本読みを 10 分させる」などです。

運営指針には「子どもの権利を尊重すること」が明記されています。子どもの権利には「子どもの更生権」があります。更生権とは「失敗してもいい」「やり直せばいい」ということです。つまり、失敗したことに対して罰を与える行為は、子どもの更生権を認めていないことになります。また、罰を与える行為は子どもを追い詰め「あなたはダメですよ」という大人からのメッセージとなり、子どもの自己肯定感を低下させていきます。支援員として絶対に避けなければならないことです。

子どもが言うことを聞かない場合、その支援員が注意するだけの存在になっていることがあります。普段の生活や遊びに関わっていないけど「これはダメ、あれもダメ」と注意はしっかりする。これでは子どもとの信頼関係は築けません。子どもと一緒に笑い、共に楽しみ、そして考える。子どもの生活にどれだけ関わっているかが「子どもが言うことを理解し助けてくれる」に繋がってくるのではないでしょうか。